

## 山梨県立中小企業人材開発センターの指定管理者の候補者について

山梨県立中小企業人材開発センターの指定管理者の候補者については、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立中小企業人材開発センター
2 指定の期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日
3 指定管理者の候補者	名称：山梨県職業能力開発協会 住所：甲府市大津町2130番地の2
4 候補者の選定理由	<p>○ 中小企業人材開発センターは、労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、中小企業の事業主等の行う職業訓練を支援するとともに、技能検定試験を実施するための施設であり、職業能力開発促進法に基づき、当試験や職業訓練の指導や援助を行う山梨県職業能力開発協会が管理することにより、効率的で安定的な運営が可能であることから、公募によらず、同協会を指定管理の候補者としてしました。</p> <p>○ 事業計画書等の提出を受け、その内容を審査したところ、管理運営方針、施設の効用発揮、効率的な維持管理、人的能力や経理的基盤、管理運営に係る経費など、いずれも県の要求する基準を満たしています。</p> <p>○ 中小企業人材開発センターの設置目的を十分に理解し、職業能力開発事業に携わってきたノウハウを活かした適正な施設の管理運営が期待でき、施設の効用を発揮できるものと認められます。</p>
5 提案価格	69,605千円 (参考：4カ年平均 17,401千円)

※ 選定結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。